平成２７年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市新開町１丁目16番10号
破産者　野坂　久美（旧姓千寺丸）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１６０号
千葉県松戸市栄町７丁目486番地　アメリカンハイツＤ－101号
破産者　金子　明雄
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
新潟市東区臨港１丁目11番26号
破産者　鈴木　正夫
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５３号
新潟県柏崎市大字久米779番地
破産者　小山　英明
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
新潟県長岡市今朝白２丁目２番２号　ハイツ羽入202号室
破産者　一越　昌史
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
新潟県柏崎市田中21番２－104号　Ｔ．ＯハイツＧＬＯＲＹ、前住所新潟県柏崎市田塚３丁目10番15―102号　中村ハイツＮｏ．１
破産者　中川十四郎
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
静岡県駿東郡清水町伏見406番地の38
破産者　岩谷　英雄
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
静岡県賀茂郡河津町浜143番地の１　ロイヤルサンコー103、開始決定時の住所静岡県下田市中486―２
破産者　岩谷　多郎
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
静岡県賀茂郡河津町谷津419番地の３
破産者　岩谷　博史
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
静岡県駿東郡長泉町上土狩579番地の２
破産者　秋山　勝彦
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
大津市唐橋町３番21―1905号
破産者　山田　教子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５３号
滋賀県甲賀市信楽町多羅尾1054番地
破産者　櫟　康次郎
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６３号
兵庫県西宮市神明町８番２―508号
破産者　梅田　智之
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０９号
兵庫県芦屋市陽光町５番３―106号、前住所兵庫県芦屋市春日町21番４号　203号
破産者　濱﨑　奎吉
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９１号
広島県福山市山手町５丁目26番41―12号　スザンヌラングランＣ201、開始決定時の住所広島県福山市神辺町字道上540番地11
破産者　大下　　誠
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９２号
広島県福山市山手町５丁目26番41―12号　スザンヌラングランＣ201、開始決定時の住所広島県福山市神辺町字道上540番地11
破産者　大下　初恵
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７４号
広島県福山市神辺町大字新徳田１番地　レオパレスエミネンスコート203
破産者　佐藤　文則
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５４号
山口市阿知須3190番地５　西村アパート202号
破産者　清水　浩之
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係